

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 条 項 : 第78条第5項
処 分 の 概 要 : 道路使用許可証の再交付
原権者(委任先) : 警察署長 (高速自動車国道等における交通警察に関する事務 を処理する警視以上の警察官)
法 令 の 定 め : 道路交通法施行規則第12条 (道路使用許可証の再交付の申請)
審 査 基 準 : 審査基準が法令の定めに尽くされている処分であることから、 審査基準を定めることを要しない。
標 準 処 理 期 間 : 3日 (行政庁の休日を含まない。)
申 請 先 : 申請は、当該行為の場所を管轄する警察署の交通課
問 い 合 わ せ 先 : 交通部交通規制課規制総務係 (電話059-222-0110)、警察署 交通課
備 考 :